金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改 正案 現 行

(取引報告書の記載事項等)

はらなり。 告書 (以下「取引報告書」という。) は、別表第二に定めるところにより作成しなければ第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項に規定する取引報

府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣

〜三 (略)

において「三者間の合意」という。)をしているもの(注文執行会員等に係るものに限る。)でする注文執行会員等をいう。以下同じ。)が当該顧客に取引報告書の交付を要しない旨を、あらか良等をいう。以下同じ。)が当該顧客に取引報告書を交付し、注文執行会員等(同号に規理府・大蔵省令第三十二号)第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をい理府・大蔵省令第三十二号)第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をい理府・大蔵省令第三十二号)第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をい理府・大蔵省令第三十二号)第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をい理府・大蔵省令第三十二号)第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為(証券会社に関する内閣府令(平成十年総四)顧客の指示に基づき、注文・清算分離行為(証券会社に関する内閣府令(平成十年総四)

3~6 (略)

第二十一条 (略(禁止行為)

第二十一条 (略)

た場合、又は証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かた場合、又は証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付しないまが英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しない以は代理、及び取引所有価証券市場又は代理を除く。)を行う場合において、顧客(証券会社に以に係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)を行う場合において、顧客(証券会社に以は代理、及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付又は代理、及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付の媒介、取次ぎ第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券の売付けの媒介、取次ぎ第二号に掲げる証券投資信託に類する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条

十二 (略)

つ、当該文書を交付した場合を除く。)。

(取引報告書の記載事項等)

告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。 第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項に規定する取引報

府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣

|〜三 (略)

(新設)

3~6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 (略)

| ~ 十 (略)

けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)を行う場合において、顧客(証券会社に又は代理、及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付項第二号に掲げる行為(当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第六十五条第二十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条

券仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。)。 「は、又はその旨を記載した文書を交付しないこと (当該行為の日前一年以内に当該顧客る場合を含む。)に規定する外国会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わに規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項 (法第二十七条において準用すを除く。)に対し、法第二十四条第八項 (法第二十七条において準用する場合を含む。)関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十二号) 第二十八条第一項に掲げる者

別表第二 (第十七条第一項関係)

										取引報告書 (略)	書類の種類記載事項
いては、沙文幸が会員等は、作品でき	っては、主てぬ丁会員等は、作成する七 三者間の合意をしているものにつ	の記載を要しない。	執行会員等は、「新規又は決済の別」	れ記載する。この場合において、注文	客から直接受領する手数料をそれぞ	執行会員等及び清算執行会員等が顧	く。) に係る手数料については、注文	(三者間の合意をしているものを除	六 注文・清算分離行為が行われた取引		備考

別表第十二 (第四十六条第一項第三号関係)

		_	帳
		注文伝票	帳簿の種類
(有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。)については、いて同じ。)については、別、有価証券指数等先物取引の別、有価証券指数等先物取引及び新規又は決済の別、有価証券におります。	は買付けの別、先物取引 、受注日時、約定日時、 額、取引対象通貨、現先 額、取引対象通貨、現先 額、取引対象通貨、現先 額、取引対象通貨、現先	顧客名、銘柄、売付け又	記載内容
	成することを要しない。 「新規又は決済の別」の記載を要しない。 「新規又は決済の別」の記載を要しない。 「新規又は決済の別」の記載を要しない。		記載要領等

別表第二 (第十七条第一項関係)

書類の種類
取引報告書 (略) 一~五 (略)
(新設)

別表第十二 (第四十六条第一項第三号関係)

	注文伝票	帳簿の種類
は買付けの別、額面、数 は買付けの別、額面、数 は買付けの別、額面、数 をいう。以下この表にお にて同じ。)についてはその旨の で、有価証券指数等先物取引及び 有価証券指数等先物取引及び 有価証券者数等先物取引及び をいう。以下この表にお いて同じ。)については、 をいう。以下この表にお ないでは、 をいう。以下この表にお ないでは、 をいう。以下この表にお ないで同じ。)については、 をいう。以下のいては、 をいう。以下の別、先物取引及び をいう。以下この表にお ないで同じ。)については、 をいう。以下この表にお ないでは、 をいう。以下にの表にお ないでは、 をいう。以下にの表にお ないでは、 をいう。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 と	顧客名、銘柄、売付け又	記載内容
(新設)	+ (略)	記載要領等

	_										
三、帳名の一個を表現である。	取引日記										
(略)	(略)	その旨をか行われた取引に係	その旨、注文・清算分離 額、空売りである場合は	取引の内容及び対価のンの行使により成立する	権列庁吏期間、オプショション取引については、月日、有価証券店頭オプ	は、取引期間及び受渡年スワップ取引について	別で、自画正等与頂旨改等新規、 決済又は解除の券先渡取引については、	は、受渡年月日 (有価証において同じ。)について	取引をいう。以下この表有価証券店頭指数等先渡(有価証券先渡取引及び	又は選択権料、先渡取引の別、限月及ひ対価の額	10月~17日~17日) 権利行使、決済又は相殺ト又は二ールの別、新規
九 注文・清算分離行為が行われた取引 た委託手数料を記載する。 た委託手数料を記載する。 た委託手数料を記載する。 た委託手数料を記載する。 たる・清算分離行為が行われた取引 コータセ (略)	使、決済の別」の記載を要しない。 については、注文執行会員等は、「新については、注文執行会員等は、「新元」が、注文・清算分離行為が行われた取引										
三元帳額客勘定	取引日記帳										
(略)	(略)		その旨	取引の内容及び対価のンの行使により成立する	権利庁吏明聞、オプショション取引については、 月日、有価証券店頭オプ	は、取引期間及び受渡年スワップ取引について	別く、盲面正学写真旨效等新規、決済又は解除の券先渡取引については、	は、受渡年月日 (有価証において同じ。)について	取引をいう。以下この表有価証券店頭指数等先渡(有価証券店頭指数等先渡び	又は選択権料、先渡取引の別、限月及び対価の額	権利行使、決済又は相殺ト又は二ールの別、新規
(新設)	(新設) (略)										

	+ =	밁						
フ 取 は 引 通 残 帳 高	帳簿の種類	表第一	六・七					
文 取 は 通 残 帳 電 報告書	種類	十六 (※	(略)					
		第四十	(1					
((mag)) ((mag	記載内容	別表第十六 (第四十六条第一項関係)	(略)					
	容	項関						
		係)						
+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	記載		(略)	金	方に	t 5	す	اد
一〜十 (略) 一〜十 (略) 一〜十 (略) 一〜十 (略) 一〜十 (文文) 一 (文文)	記載要領等)	」 及び「	方」、「貸方」、「委託手数料」、「入出に、「雇客名」、「祭託書者号」、「作	は、「預別的、「別告請酬」、「請ら直接委託手数料を受領した場合に	することを要しない。	ついて
・ (略) 「は、清算分離行為により合意をあらかじめば、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数をは、「期間中の有数を表表、買戻しの別」をは、清算対応により合意をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、「当時をあらかじめば、」とは、「当時をあらかじかば、「当時をあらかじかば、「当時をあらかじかば、「当時をあらかじかば、「当時では、「当時では、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「当時では、「当時では、」は、「当時では、「は、」は、は、」は、「は、」は、は、は、は、				差引	方气	託手数	を要し	については、注文執行会員等は、
員合執が高書漬分 しらび残ら有を同合手執に等分等意行の報を算離 の及評高が価含甲に数行っ合離 はし会め告交執行 別び価いい証的のお料会に手行				差引残高」を記載する。	委託手	料を受		文執行
、て質質書(行行為 」、 類 第 3 月 11 を 質 が 数 為 作 11 第 8 の 状 証 物 に 対 が に が に				を記載	数料是	領した	ただし、	会員等
(略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の				ずる。	\ \ \ \ \ (1)	、場合に	、顧客か	
				l	Щ	IC	が	作成
∇ RV	帳	別	六					
フ 取 は 引 通 残 帳 高	帳簿の種類	別表第十六	六・七					
又 取 は 通 残 帳 電 報告書	類	六(筆	(略)					
	記	八 (第四十六条第一項関係						
(略)	記載内容	条第一	(略)					
	Б	項関						
		版)						
(記載要領等		(略)					
以 (略	領等							
mg)								

別表第十八 (
第四十六条第
一項第七号関係)

	助簿	証券仲介補	帳簿の種類
(編者) が (and) が (類字が受を上うな銭) 委託の別、顧客名、銘柄	委託証券会社の自己又は	記載事項
記している。 権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。 「新規又は決済の別」及び「新規、 については、清算執行会員等を委託証 券会社とする登録金融機関は、作成す あことを要しない。 ることを要しない。	清算分		記載要領等

	帳簿の種類	記載事項	記載要領等
	一 証券仲介補	委託証券会社の自己又は	六 (略)
• •	助簿	委託の別、顧客名、銘柄	(新設)
		(顧客が授受する金銭の	
•		額の算出に係る指標 (金	
		一利、通貨の種類、有価証	
		参指数又は有価証券の銘	
		柄。以下この表において	
ווע		同じ。) を含む。以下この	(新設)
ПТ		表において同じ。)、売り	
21		又は買いの別、申込みを	
		指値又は成行の別、取引	
		の種類、申込みを受けた	
		日時、約定日時、約定価	
		格、信用取引については	
		弁済期限、債券売買につ	
		いては受渡日、現先取引	
		についてはその旨の表示	
		及びスター ト分かエンド	
		分かの別、先物取引(有	
		価証券先物取引及び有価	
		証券指数等先物取引をい	
		う。以下この表において	
		同じ。) については、限月	
		及び新規又は決済の別、	
		有価証券オプション取引	
		及び選択権付債券売買に	
		ついては、権利行使期間、	
		権利行使価格、プット又	
		はコールの別、新規、権	
		利行使、転売、買戻し又	
		は相殺の別、限月及び対	
		一価の額又は選択権料、空	

(別紙4)

				:	報告書	務	三証券仲介業													り明細簿	二 証券仲介預					
						,	(略)														(略)	哑	文である場合には、その	が行われた取引に係る注	旨、注文・清算分離行為	売りである場合にはその
(我)」を記載する。 出金先の氏名又は名称」及び「残高(金田金先の氏名又は名称」及び「残高(金田金)」、「入田金年月日」、「金額」、「入田金)、「入田金)、「金額」、「入田金)、「金額」、「金額」、「	爱此系	九 注文・清算分離行為が行われた取引を記載する	融機関が顧客から直接受領した金額	_	ICI	X	一~七 (略)	銭)」を記載する。	先の氏名又は名称」	名」、「入出金年月日」、「金額」、「入	直接金銭を受領した場合には、「顧客	ることを要しない。ただし、顧客から	券会社とする登録金融機関は、作成す	については、注文執行会員等を委託証	六 注文・清算分離行為が行われた取引	額」を記載する。	融機関が顧客から直接受領した「金	会員等を委託証券会社とする登録金	に係る「金額」については、清算執行	五 注文・清算分離行為が行われた取引	->四 (略)					_
				:	報告書	扮	三証券仲介業													り明細簿	二証券仲介預					
						,	(略)														(器)				加	売りである場合にはその
		(新設)			(FINALLY)		_~七 (略)								(新設)					(新設)	->四 (略)					_